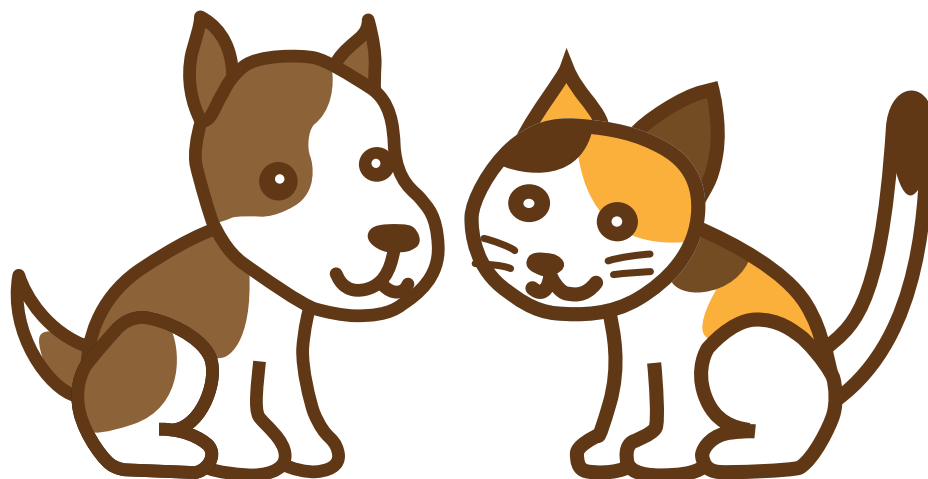


# 災害時のペット対策ガイドライン

～人とペットの災害対策～



ゆう

あい

徳島県動物愛護管理センター

令和4年3月改定

## はじめに

現在、徳島県内では、4世帯に1世帯は犬や猫がペットとして飼育され、その飼育頭数は、犬で約4万8千頭、猫で約5万3千頭と推定されています。

このような状況で、大規模災害時のペット対策をどのように講ずるかは、単なる動物救済の観点からではなく、ペットを家族の一員とする飼育者への支援とペットによる人への危害防止にもつながります。

本県では、災害時に必要となるペットケージやペットフードの備蓄を進めるとともに、ペットフードやペット用品の提供、負傷したペットの一時保護や治療について関係団体と協定を締結しています。

大規模災害発生時には、まずは飼い主の「自助」、そして、「共助」、「公助」として、行政、地域、関係団体、ボランティア等が連携、協働して対応にあたる必要があります。

また、災害時のペット動物対策を円滑に進めるためには、飼い主の日頃からの心構えと備えが大変重要になります。

この度、環境省が策定した「人とペットの災害対策ガイドライン」（平成30年3月策定）及び「災害への備えチェックリスト」（令和3年3月作成）を参考に、本県のガイドラインを改定し、大規模災害発生時に備えた日頃からの準備や、災害発生時の行政、地域、関係団体及びボランティアの取組みをより具体的に記載することで、内容の充実と実効性の向上を図りました。

ぜひ、本県の「災害時のペット対策ガイドライン」を広く御活用いただき、災害への備えの一助としていただければ幸いです。

徳島県動物愛護管理センター所長





## 〈 はじめに 〉

## 〈 総 説 〉

- 1 災害時のペット対策の考え方…………… 1
- 2 徳島県における災害時のペット対策整備状況…………… 2
- 3 平常時と災害時におけるそれぞれの役割 …………… 4

## 〈 第1部 : 飼い主向けガイドライン 〉

- 1 平常時の備え …………… 8
- 2 災害発生時の行動 …………… 12

## 〈 第2部 : 県・市町村向けガイドライン 〉

- 1 平常時の備え …………… 15
- 2 災害発生時の初期対応 …………… 20
- 3 災害時のペット対策 …………… 23
- 4 避難生活での飼い主支援 …………… 25
- 5 ペットの災害対策活動の終息…………… 28

## 〈 参考資料 〉

- 災害時のペット支援活動を支えるもの …………… 29
- 緊急保護施設を設置する場合の留意点 …………… 30
- 災害時のペット対策に係る法律・計画等 …………… 31
- ペット同行避難者の受入れと避難所での対応チェックリスト …………… 32
- 参考様式…………… 33
- 用語解説…………… 41





## 総 説

### 1 災害時のペット対策の考え方

災害時の対応は、飼い主による「自助（自分の命は自分で守る）」が基本です。

人の災害対策では、まずは「自助」、次いで「共助」が基本とされていますが、ペットの飼い主も同様です。特に、大規模災害発生時には、人の救護が優先されることから、ペットまで支援が行き届かないことがあります。このような状況であっても、飼い主はご自身のペットの安全と健康を守り、また、周りに迷惑をかけないように適正に飼養管理する責任があります。

#### (1) ペットとの同行避難について

災害発生時には、飼い主が自身の安全を確保した上で、ペットとともに避難行動（同行避難）をとることが原則です。避難所への同行や、在宅避難など、予め想定して日頃から準備しておくことが重要です。

##### ※「同行避難」とは、

災害発生時に、飼い主がペットを同行して指定避難所等の安全な場所まで避難する行為。避難所等でペットを同室で飼養管理することではありません。

##### ※なぜ「同行避難」が必要なのか

ペットとの同行避難は、動物愛護の観点だけでなく、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要です。また、東日本大震災では、飼い主とはぐれたペットが放浪、繁殖して環境に悪影響を与えるなどの恐れが出て、繁殖制限や保護等のための緊急措置が必要になるなど混乱が生じました。

こうした発災後の問題を軽減するためにも、災害時には、飼い主がペットと同行避難をすることを推進しています。

#### (2) 自治体が行う災害時のペット対策の意義

行政機関が行うペット対策の意義は、被災者となった飼い主への支援と、飼い主とはぐれて放浪しているペットの保護、また放浪動物による危害防止です。

被災した飼い主への支援は、ペットの健康や安全を確保するだけでなく、被災者の早期自立を支援し、また、ペットを飼養しない多くの被災者とのトラブルを最小限にとどめることで、全ての被災者の生活環境の保全を図ることになります。

## 2 徳島県における災害時のペット対策整備状況

大規模災害発生時には、自治体は、避難所の運営などに数多くの人員を割かれるため、動物の保護が十分に行えなくなることが予想されます。

徳島県では、公益社団法人徳島県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）をはじめとした「徳島県動物愛護推進協議会（以下「推進協議会」という。）」の構成団体との連携のもと、「徳島県動物救援本部（以下「県救援本部」という。）」を設置し、災害時のペット救護活動を行うこととしています。

### ※徳島県動物愛護推進協議会

県獣医師会、徳島県愛玩動物協会、動物愛護活動団体、徳島県、徳島県教育委員会、市町村、NPO法人等で構成され、官民協働で、県内における動物愛護及び適正管理の推進を図るとともに、動物に関するさまざまな問題改善に取り組むため、2007年に設置されました。東日本大震災の際には、被災ペットの受け入れや譲渡を行いました。

#### (1) 県救援本部の対応

県救援本部が設置されると、動物愛護推進員、ボランティア等と協力して、緊急的な被災飼い主及びペットへの支援活動を開始します。

各避難所からの情報に基づき、市町村を通じて県救援本部へ支援要請を行うことで、円滑な支援活動が推進されます。

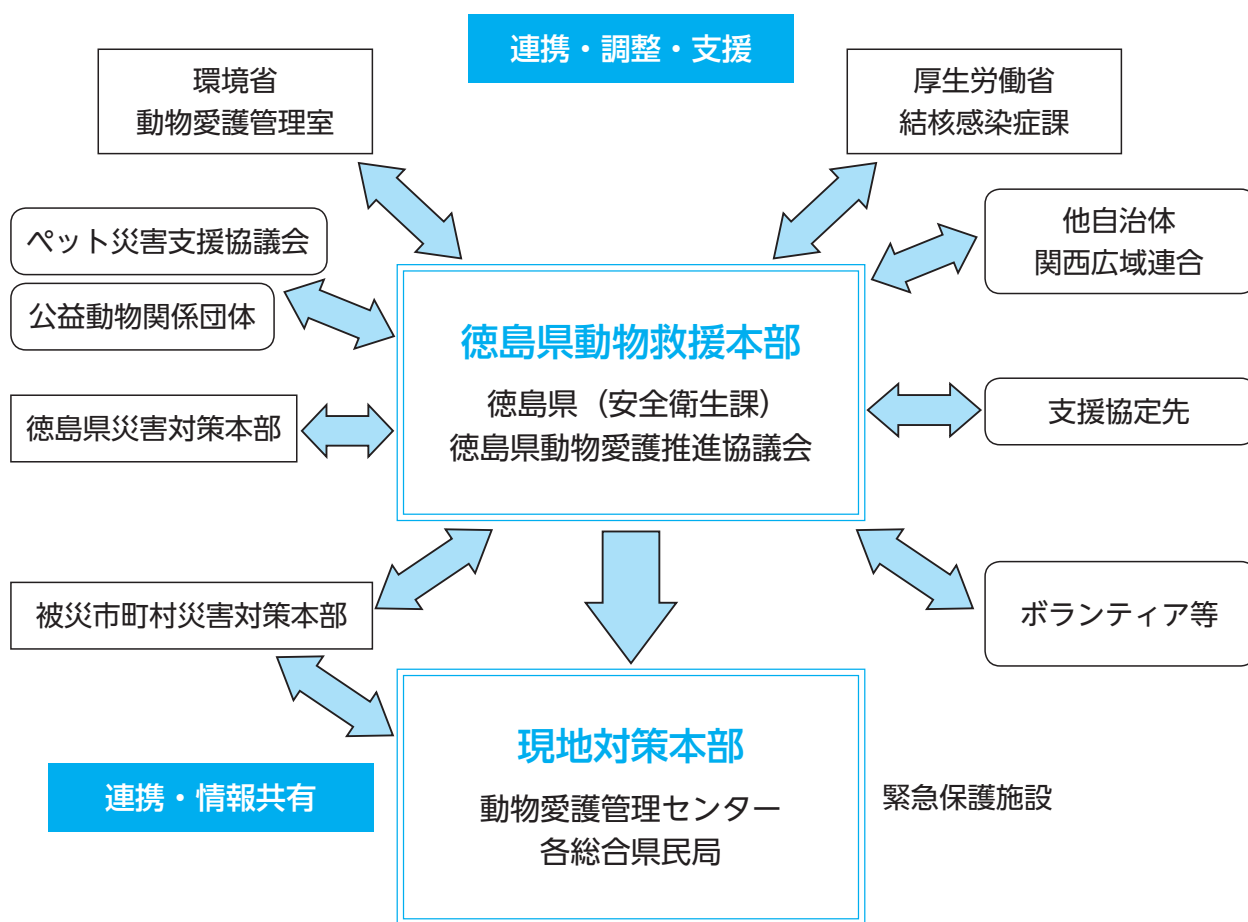
また、県救援本部は、必要に応じて、国や他自治体に応援を要請し、次の活動を行います。

#### (2) 県救援本部の活動内容

- ① 現地対策本部及び緊急保護施設の設置
- ② 相談窓口の開設
- ③ 放浪動物の保護と飼養管理
- ④ 負傷動物の保護と処置及び一時預かり
- ⑤ ペットフード等支援物資の提供
- ⑥ 避難動物の健康管理支援
- ⑦ 広域支援の要請
- ⑧ 寄付金の受付、調整、運営
- ⑨ 飼い主探しのための情報収集及び提供

## 県内大規模災害時のペット救援活動の概要

「徳島県地域防災計画」により、被災動物に対する保護、収容、支援等の救援活動については、県救援本部を設置し、関係団体と協力のもと実施することとしています。ボランティア活動も、原則、県救援本部や現地对策本部と連携、協働して活動することが前提となります。



### 【 支援班 】

動物愛護推進員  
ボランティア等

- ① 緊急保護施設運営及び補助
- ② 支援物資の配布
- ③ 避難所等における飼養状況確認と情報収集
- ④ 被災飼い主への情報提供
- ⑤ 被災動物の一時預かり
- ⑥ 迷子動物の飼い主探し (譲渡含む)
- ⑦ ボランティア調整

### 【 統括班 】

動物愛護管理センター  
各総合県民局  
市町村

- ① 連絡調整 (県救援本部、関係機関、各活動班)
- ② 逸走動物による危害防止と保護収容
- ③ 情報収集・提供
- ④ 物資・寄付金募集管理
- ⑤ 人員調整
- ⑥ ボランティア受付・派遣
- ⑦ 被災者・被災動物の状況把握

### 【 医療班 】

県獣医師会  
各支部、動物病院

- ① 負傷動物の治療・一時預かり
- ② 迷子動物個体識別補助
- ③ 被災動物の健康相談・健康管理
- ④ 繁殖制限処置 等



### 3 平常時と災害時におけるそれぞれの役割

#### (1) 飼い主の役割

災害時にペットを守るのは飼い主であり、ペットの防災を考えるときは、まず自身の安全を確保するための準備をしておくことが必要です。準備をしておくことで、災害時にもペットを適切に管理することが可能になります。

また、避難所等への同行避難のために、他者への迷惑にならないよう、日頃からペットの管理やしつけを適切に行っておくことも大切です。

多数のペットを飼育する場合は、災害時に同行避難が可能かどうか、責任を持って適切に管理できるかを十分に検討してください。

#### 飼い主の役割

##### 【 平常時 】

- ① 住まいや飼養場所の防災対策
- ② 飼い主明示  
(マイクロチップ、迷子札、犬の鑑札・狂犬病予防注射済票の装着)
- ③ しつけ
- ④ 健康管理
- ⑤ 不妊・去勢手術
- ⑥ ペット用の避難用品の備蓄
- ⑦ 避難所や避難ルートの確認
- ⑧ 預かり先の確保

##### 【 災害時 】

- ① 人とペットの安全確保
  - ② 避難が必要な際の同行避難
  - ③ 避難所・仮設住宅におけるペットの適正管理
    - ・ 飼養マナーの遵守
    - ・ 衛生管理
    - ・ ペットの健康と安全の確保
- 等

#### (2) 自治体の役割

災害時に、飼い主が自己責任で行うペット同行避難や、適切な飼養管理ができるように、平常時から飼い主に対して、ペットの飼養管理方法の普及啓発を行います。また、ペットの救援活動のために、各行政機関や獣医師会、関係団体と連携を密にし、企業等と支援協定を締結しておくことも重要です。

さらに、自治体が行うペット救援活動は、被災した飼い主への支援としてだけでなく、ペットによる2次被害防止の観点からも重要となることから、各自治体が定める「地域防災計画」や「避難所運営マニュアル」に明記し、体制を整備しておく必要があります。

災害直後に、被災自治体がペット救援活動を開始できない事態も想定されるため、広域的な自治体間の協力体制や、受援体制に関しても検討を要します。

## 市町村の役割

### 【 平 常 時 】

- ① 飼い主への普及啓発
- ② ペットとの同行避難訓練
- ③ 避難所や仮設住宅でのペットの受入に関する対策と住民への周知
- ④ 受援体制の整備

### 【 災 害 時 】

- ① ペット同行避難者への指定避難所への誘導と支援
- ② 避難所や仮設住宅へのペット同行避難者の受入
- ③ 避難所や仮設住宅でのペットの飼養状況等に関する県への情報提供
- ④ 避難所や仮設住宅でのペットの適正な飼養管理に係る指導や支援
- ⑤ 県救援本部との連携協力
- ⑥ ペット救援活動に係る住民への情報提供
- ⑦ 受援窓口の設置と受入

## 県の役割

### 【 平 常 時 】

- ① 飼い主への普及啓発
- ② ペットとの同行避難訓練
- ③ 連携体制の整備  
(支援協定、人材確保と育成)
- ④ 関係団体、動物愛護推進員、他自治体との連携体制整備
- ⑤ 避難所や仮設住宅でのペットの受入に関する対策
- ⑥ 緊急保護施設の設置場所の検討
- ⑦ ボランティアの確保と人材育成
- ⑧ 必要物資の備蓄と更新

### 【 災 害 時 】

- ① 救援活動の方針の決定
- ② 関係団体等との連絡調整
- ③ 関係団体、動物愛護推進員等への支援の要請及び受援の実施
- ④ 危険動物の逸走等に係る対応
- ⑤ 放浪動物の保護、収容
- ⑥ 避難動物、迷子・保護動物等の情報収集と情報提供
- ⑦ 物資・寄付金・ボランティア等支援の受入、管理、調整、配給、派遣等
- ⑧ 支援人員の調整
- ⑨ 動物由来感染症の防疫と予防

### (3) 獣医師会の役割

県獣医師会は、自治体や関係団体と連携し、(公社)日本獣医師会が作成した「災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン」を参考に県獣医師会が作成する災害対策に関する計画やマニュアルなどに沿って協力や支援を行います。

また、自治体が人の救護活動に忙殺され、ペットへの対応が困難な場合があるため、これまでの大規模災害時においても、県獣医師会の担う役割は大きくなっています。

## 県獣医師会の役割

### 【 平 常 時 】

- ① 災害時に備えたペットの健康管理等に関する飼い主への啓発
- ② 動物由来感染症対策
- ③ ペット同行避難訓練等への協力
- ④ ペット救援活動に協力可能な動物病院及び獣医師リストの作成
- ⑤ 県、市町村や近隣獣医師会との連携体制の整備
- ⑥ 活動に関する支援協定の締結

### 【 災 害 時 】

- ① 県救援本部が実施するペット救援活動への協力
- ② 県救援本部構成団体として、県や市町村等と連携した救援活動の実施
- ③ 動物由来感染症の防疫と予防
- ④ 負傷した被災動物の治療や一時預かり
- ⑤ 迷子動物の個体識別と県への情報提供
- ⑥ 被災動物の健康相談
- ⑦ 避難動物の健康管理や公衆衛生対策に係る支援
- ⑧ 他獣医師会等への支援要請

### (4) 民間団体の役割

民間団体とは、動物愛護活動団体をはじめとした動物に関連した民間の団体のことです。これらの民間団体は、平常時から動物愛護管理センター及び各総合県民局と連携し、譲渡、保護、啓発活動などのさまざまな活動を行っています。災害時には、県救援本部の構成団体として、また、協力団体として活動支援を行います。

## 民間団体の支援や協力

### 【 平 常 時 】

- ① 災害時に備えたペットの健康管理等に関する飼い主への啓発
- ② ペット同行避難訓練等への協力
- ③ 他の民間団体との協力関係の構築
- ④ 県、市町村や県獣医師会との連携体制の構築

### 【 災 害 時 】

- ① 県救援本部が実施するペット救援活動への協力
- ② 県救援本部構成団体として、県や市町村等と連携した救援活動の実施
- ③ 緊急保護施設の運営や補助
- ④ 支援物資の配布協力
- ⑤ 迷子動物の一時預かりと情報提供
- ⑥ 被災動物の飼養管理の支援
- ⑦ 所有権が放棄されたペット等の新しい飼い主探しへの協力
- ⑧ ボランティアの管理などへの協力

## (5) 民間企業等の役割

民間企業等とは、主に動物取扱業者やペット用品販売業者、ペット用医薬品販売業者等のペット産業に関連した企業等です。

徳島県でも、大規模災害時に備えて、これら民間企業等と「災害時における動物救護活動に係る支援に関する協定」を締結し、ペットフードやペット用品等の物資支援に協力をいただくこととしています。

また、県獣医師会でも、ペット用医薬品販売業者と支援協定を締結し、協力体制の構築を図っています。

## 民間企業の支援や協力

### 【 平 常 時 】

- ① 災害時に備えたペット用品などの災害支援準備（備蓄）
- ② 県や県獣医師会等との連携と協力
- ③ 災害の発生に備えた県内及び広域的な業者同士の連携や協力体制づくり

### 【 災 害 時 】

- ① ペットフードやペット用品などの提供
- ② 支援物資の輸送・配送への協力
- ③ 専門的な人材の派遣や機材、車輛提供などの支援
- ④ その他、県救援本部が行う活動への協力



## 第1部：飼い主向けガイドライン

### 1 平常時の備え

#### (1) 防災対策

災害時にペットを守るためには、まず飼い主が無事であることが前提です。そのためには、住まいの防災対策を確認して、飼い主とペットの安全確保に努めましょう。

#### ● 対策の要点

- 家具や飼育ケージの固定、転倒防止、落下防止
- 屋外飼養の場合は、飼養場所の安全確認（外塀やガラス窓の近くを避ける）
- ケージやクレートなどペットの飼養場所（隠れ場所）の確保

#### (2) 飼い主明示

災害時の混乱の中では、ペットと離ればなれになってしまうこともあります。迷子になったペットを探す時や保護された時に必要になるのが、ペットの飼い主情報です。普段から、ペットには飼い主がわかるような措置をしておきましょう。

#### ● 飼い主明示の例

##### 犬の鑑札・狂犬病予防注射済票



飼い犬は、狂犬病予防法により、鑑札と注射済票の装着が義務づけられています。

##### マイクロチップ



首輪が外れても、皮下に埋め込んでいるので安心です。徳島県では、動物愛護管理センターや各総合県民局（保健所）の他、県獣医師会動物病院、警察署にも読み取り機器（マイクロチップリーダー）を配備していることから、平常時でも迷子になった際には、飼い主の確認が可能です。

※マイクロチップ装着後は、必ず関係機関に飼い主情報を登録してください。

##### 迷子札



マイクロチップは、外見からは飼い主情報がわからないため、万が一に備えて、二重、三重の対策をしておくとう安心です。

### (3) ペットのしつけと健康管理

飼い主は、速やかなペットとの同行避難や、避難所等で他者への迷惑にならないようにするためには、日頃からペットのしつけや健康管理を行っておく必要があります。

#### ● 災害に備えたしつけと健康管理の例

- ケージやキャリーバッグに入ることを嫌がらないように慣らす
- 人や他の動物を怖がったり攻撃的にならないように慣らす
- 決められた場所で排泄ができるようにする
- 各種ワクチン接種を定期的にしておく
- 寄生虫の予防や駆除を行う
- 不妊・去勢手術をしておく
- 何種類かのフードに慣らしておく



#### ○犬の場合は、次のことも必要

- 不必要に吠えないようにしつける
- 「待て」「おいで」「おすわり」などの基本的なしつけを行う
- 年1回の狂犬病予防注射の実施
- シャンプーやトリミングで身体を清潔に保つ

### (4) 不妊・去勢手術

集団飼育中の発情によるトラブル防止や、迷子になった場合の予期せぬ繁殖を防ぐためにも、ペットの繁殖を予定していない場合は、オスもメスも不妊・去勢手術をしておきましょう。

また、不妊・去勢手術は繁殖防止だけでなく、病気予防にも有効です。

#### ○過去の事例

東日本大震災では、放浪したペットが繁殖し、飼い主のいない犬や猫が増え、生活環境や生態系にも影響を及ぼした事例が報告されています。

### (5) ペット用の避難用具や備蓄品の確保

支援体制を整備していても、大規模災害発生時には支援物資がなかなか届かないことが予測されます。避難先でペットの飼養に必要なものは、飼い主が用意しておく必要があります。最低でも5日分のペットフード、水、キャリーバッグやペットケージを用意しておきましょう。特に、療法食や薬を必要としているペットの場合は、さらに長期間分の用意が必要です。

また、ペットフードについては、ペットが好き嫌いなく支援物資を食べられるように、日頃から慣らしておくことも大切です。

## ペット用避難用具等の例

### 【優先順位1：健康や命に関わるもの】

- 療法食、薬
- ペットフード、水（5日分以上）
- キャリーバッグやケージ
- 予備の首輪、リード（伸びないもの）
- ペットシート等のトイレ用品
- 食器

### 【優先順位2：情報】

- 飼い主と一緒に写したペットの写真
- 飼い主の連絡先、飼い主以外の預け先等の情報
- 健康手帳（ワクチン接種歴、既往症、かかりつけの動物病院等の情報）

### 【優先順位3：ペット用品】

- タオル、ウェットタオル
- ビニール袋
- マジックペン、ガムテープ（避難所で飼い主の連絡先やペットの情報を記載）
- お気に入りのおもちゃなど匂いがついたもの
- 洗濯ネット（猫の場合は屋外診療や保護に役立つ）



## (6) 避難情報の収集と避難訓練

避難しなければならない場合に備えて、事前に避難所や避難ルートなどを確認しておきましょう。ペットを連れて、避難所まで行く訓練を行ったり、複数のルートを確認しておくことで、より安全に避難することが可能になります。

また、避難所にペットを連れて行く場合の注意事項や避難所でのルールなどをあらかじめ管轄する市町村に確認しておくことで安心です。

## (7) 預け先の確保

長期間の避難生活や、避難所でのペットの飼養が困難な場合に備えて、親戚や友人など、緊急時のペットの預け先を探しておきましょう。

### ○多頭飼育について

複数のペットを飼養する場合は、避難用品も頭数に応じて多くなります。また、飼い主自身が同行避難できる頭数には限りがあるため、全てのペットの安全を確保することが困難になる可能性が高くなります。

多頭飼育者は、このようなリスクを日頃から認識し、災害時に備えた飼養管理の方法について検討しておく必要があります。

## (8) 家族や地域との連携

地域で行われる避難訓練の際に、ペットを連れて避難する方法を、家族や地域住民の間で確認しておきましょう。また、普段から近所の方と良好な関係を築けるよう、コミュニケーションや飼養マナーに気を配るとともに、飼い主同士で交流しておくことも役立ちます。

### ● 家族や地域で話し合っておくこと

- 連絡方法や集合場所
- ペットの避難方法や役割分担
- 留守中の対処方法と協力体制
- 緊急時のペットの預け先の確保
- 物資の持ち寄りや共同飼養などの申し合わせ



## 2 災害発生時の行動

### (1) 飼い主の安全確保・状況確認

まず飼い主自身が安全を確保し、次にペットの安全を確保します。逸走に注意して、リードを付ける、ケージに入れるなど、ペットがパニックにならないよう、飼い主が落ち着いて行動してください。

### (2) 避難の判断

災害状況について正確な情報を収集し、得られた情報をもとに、自宅や地域の状況を確認して、避難するか自宅に留まるかを判断します。

### (3) ペットとの同行避難

避難所などに移動する場合は、ペットを連れて避難します。発災時にペットと離れた場所にいる場合は、自宅までの距離や被害状況などを確認して、同行避難が可能かどうか判断します。

### (4) 避難所等での適切な飼養管理

14ページに記載

#### ● 同行避難する際の準備例

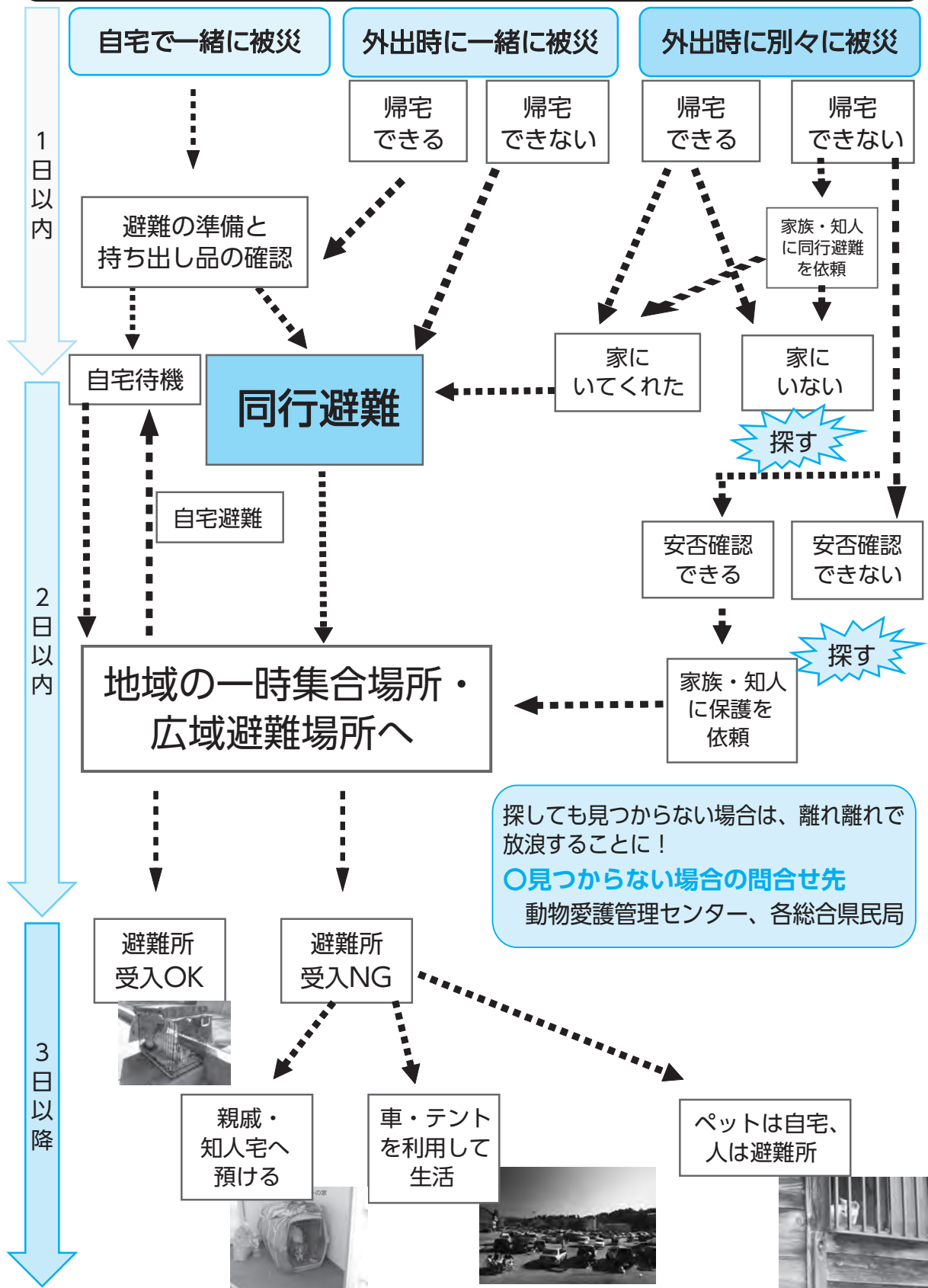
##### 【 犬の場合 】

- リードを付け、首輪が緩んでいないか確認する。
- 鑑札、狂犬病予防注射済票が首輪についているか確認する。
- リードを付けた上で、キャリーバッグやケージに入れる。
- 避難用具を持って避難所へ向かう。

##### 【 猫の場合 】

- キャリーバッグやケージに入れる。
- キャリーバッグなどの扉が開かないようにガムテープなどで固定する。
- 避難用具を持って避難所へ向かう。

## 災害時の飼い主の避難フロー図（参考）



## (1) 避難所等での適切な飼養管理

地域や災害の状況、発災からの時間の経過によって、選択可能な飼養環境が異なるため、飼い主が状況を確認してペットの飼養環境を選択する必要があります。

### ● 各飼養環境における注意点

#### ① 避難所での飼養

ペットとの住み分けや同居など、各避難所が定めたルールに従い、飼い主が責任を持って世話をします。避難所には、動物アレルギーの方や動物が苦手な方もいますので、他の避難者への配慮や、飼い主同士の協力も必要となります。

また、ペットも慣れない環境でストレスを受け、体調を崩しやすくなることから、飼い主はペットの体調に気を配り、不安を取り除くよう努めてください。

#### ② 自宅での飼養

飼い主とともに自宅に留まる在宅避難の場合は、支援物資や情報を必要に応じて指定避難所などに取りに行きます。

二次災害の恐れがない場合で、飼い主は避難所に避難し、ペットを自宅で飼養する場合は、避難所から自宅に世話をしに通う方法もありますが、留守の際のペットの逸走防止や自宅での安全確保を十分に行う必要があります。

#### ③ 車の中で飼養

在宅避難と同様、支援物資や情報は、必要に応じて指定避難所などに取りに行きます。飼い主はエコノミークラス症候群や熱中症への対策と注意が必要です。また、ペットも熱中症になるため、長時間車を離れる場合には安全な場所に移動させる必要があります。

#### ④ 施設などに預ける

避難所での飼養が困難な場合や、事情により飼い主が飼養できない場合には、親戚や友人など、一時預け先の確保に努めなければなりません。他に、民間団体やペットホテル等に一時預ける場合もありますが、条件や期間、費用などを確認して、後でトラブルが生じないように、書面などを取り交わしておくことをお勧めします。



## 第2部：県・市町村向けガイドライン

### 1 平常時の備え

#### (1) 飼い主等への普及啓発・避難訓練

徳島県内で飼育される犬と猫の数は約10万頭と推測されます。しかしながら、ペットの病気予防やしつけ、飼い主明示措置等が十分できていない飼い主もおり、過去の大規模災害時において、ペットの取扱いに関する課題が指摘されています。

#### ● 対策の要点

- ペットの適正な飼養、災害時への備えに関する飼い主への啓発
- ペットとの同行避難も含めた避難訓練

#### (2) ペットの災害対策に関する連携体制の整備

県や市町村は、日頃から、県獣医師会、民間団体及び企業等と連携体制を密にしておくほか、災害時のペット対策に関して必要な協定を締結しておくことも重要です。

また、災害発生時に速やかに連絡や調整ができるように緊急連絡体制を整備し、緊急連絡網を関係者間で共有しておきます。

特に大規模な災害時には、県内だけに限らず、広域の自治体間での支援体制の整備が必要となります。県や市町村は、ペットの災害対策に関する連携も想定し、円滑な受援を行うため、事前に受入体制の整備についても検討しておくことが重要です。また、被災地で対策の中核を担う県庁や市町村役場などの機関が被災した場合の対処方法についても事前に協議しておきます。

#### ● 対策の要点

- ペットの災害対策に関する広域支援・受援体制の整備
- 獣医師会や民間団体・企業等との支援協定の締結

#### ○徳島県と民間団体・企業との協定締結事例

平成23年9月 公益社団法人徳島県獣医師会（被災動物の治療、健康相談等）

株式会社貴志商店（ペットフード及びペット用品の提供等）

令和4年3月 イオンペット株式会社（ペットフード及びペット用品の提供等）

### (3) 県救援本部の体制

実際に災害が起こると、自治体は被災者の対応に人員を割かれ、初動体制が遅れる可能性がありますので、事前に、取決めや役割分担を明確にしておく必要があります。

#### ● 対策の要点

- 県救援本部の設置要綱の策定（H24年策定済）
- 関係団体等との協定の締結（H23年から実施）
- 自治体間における広域支援に対応する体制の整備
- 動物愛護推進員等との災害時の協力体制の構築
- 緊急保護施設の設置候補地の検討



#### 徳島県動物救援本部での決定事項 (救援活動の方針の決定)

##### ● 災害時のペット対策の対象範囲と被災ペットの定義

- 動物種（犬や猫以外の動物の扱い）
- 飼い主がいない犬・猫への対応
- 地域（市町村単位、被害規模により地域を特定等）
- 期間（一定期間の場合の目安）

##### ● 飼い主支援の対象範囲

- 地域（市町村単位、被害規模により地域を特定等）
- 期間（一定期間の場合の目安）

##### ● 被災ペット緊急保護施設の設置について

- 設置の基準
  - ・既存施設の利用と緊急対応施設に関する段階的検討
  - ・収容規模及び期間の設定
  - ・必要経費の試算
  - ・関連手続き等の様式の検討

##### ● ボランティア活動について

- 支援活動内容と役割分担
- 支援方法とルール
- 費用弁償及び補償等
- 地域と期間

##### ● 義援金の募集方法

- 自治体や県動物救援本部による義援金募集の受付窓口、振込口座開設



#### (4) 人材育成

災害時にボランティアを安定的に確保することは困難な場合が多いことから、平常時からボランティアの講習会を開催し、必要な人材を育成しておくことが重要です。

動物愛護管理センターでは、災害時にペットの一時預かりやお世話、シャンプーなどのボランティア活動を行っていただける登録ボランティア制度を設けるとともに、動物愛護推進員への研修会の開催等、人材の確保と育成に取り組んでいます。

##### ● 対策の要点

- 災害時に協力が得られるボランティアリストの作成
- ボランティアの育成
- 動物愛護推進員、県獣医師会、民間団体等との連携

#### (5) 情報の収集及び共有方法の検討

これまでの災害では、避難動物に関する情報は、トラブルになってから情報が寄せられたり、関係部署に個別に情報が寄せられ、全体が把握できないといった状況になりがちでした。混乱を避けるためにも、人の情報と連動した情報収集や情報の共有方法をあらかじめ準備し、ペットに関する情報窓口の一元化と、そのための対応要員や連絡体制の整備について検討しておく必要があります。

##### ● 対策の要点

- 被災者と避難動物に関する情報収集・共有方法
- 情報窓口の一元化

#### (6) 地域のペット飼育状況の把握

地域のペット飼育状況を把握しておくことが、災害時における迅速な対応に繋がります。市町村は、平常時から、ペット飼育状況の把握のため、狂犬病予防法による飼い犬登録やマイクロチップ装着を推進し、飼育頭数の把握に努めておくことが重要です。

また、福祉部局や民生委員、ソーシャルワーカーなどと協力して、支援が必要な飼い主の情報収集についても検討しておきます。

#### (7) 避難所や応急仮設住宅等でのペットの受入に対する体制整備

市町村は、飼い主がペットと同行避難することを前提として、飼い主が避難所や応急仮設住宅で適正な飼育管理ができるように、受入体制を整備しておく必要があります。

## ● 対策の要点

- ペット対策や避難所等でのペット受入に関する地域防災計画への記載
- 自主防災組織、避難所運営管理者などへのペットの受入に関する方針の周知と理解の促進
- 避難所でのペット受入の要請
- 避難所でのペットの飼養管理マニュアルの作成
- ペット同行可能避難所の住民への告知及び周知
- 必要な支援物資の備蓄
- 感染症対策

## ○過去の事例

東日本大震災では、被災した自治体等において、避難所や仮設住宅でのペットの受入に関する方針がない、または受入を認めない自治体があり、避難所には入れず車の中でペットと生活する被災者や、避難所を転々とする被災者が生じた。



## 避難所内でのペットの飼養事例

- 倉庫などを利用
  - 係留できない動物などの飼養スペースとして利用
- 遊具を利用して犬を係留
- 屋根や壁がある渡り廊下
- プールサイドや更衣室
- 特別教室（普通教室は授業再開を優先）
- 人の居住区から離れた場所（校庭等）に飼養テントやプレハブを設置
- 移動可能なサッカーゴールを横に倒して転倒対策を行い、ブルーシートなどで覆って、風雨除けをして利用
- ピロティーやホールを一時避難場所として利用
- 自転車置き場
- 屋外階段下
- 部室 等



## 「身体障害者補助犬」と避難所などへの同伴について

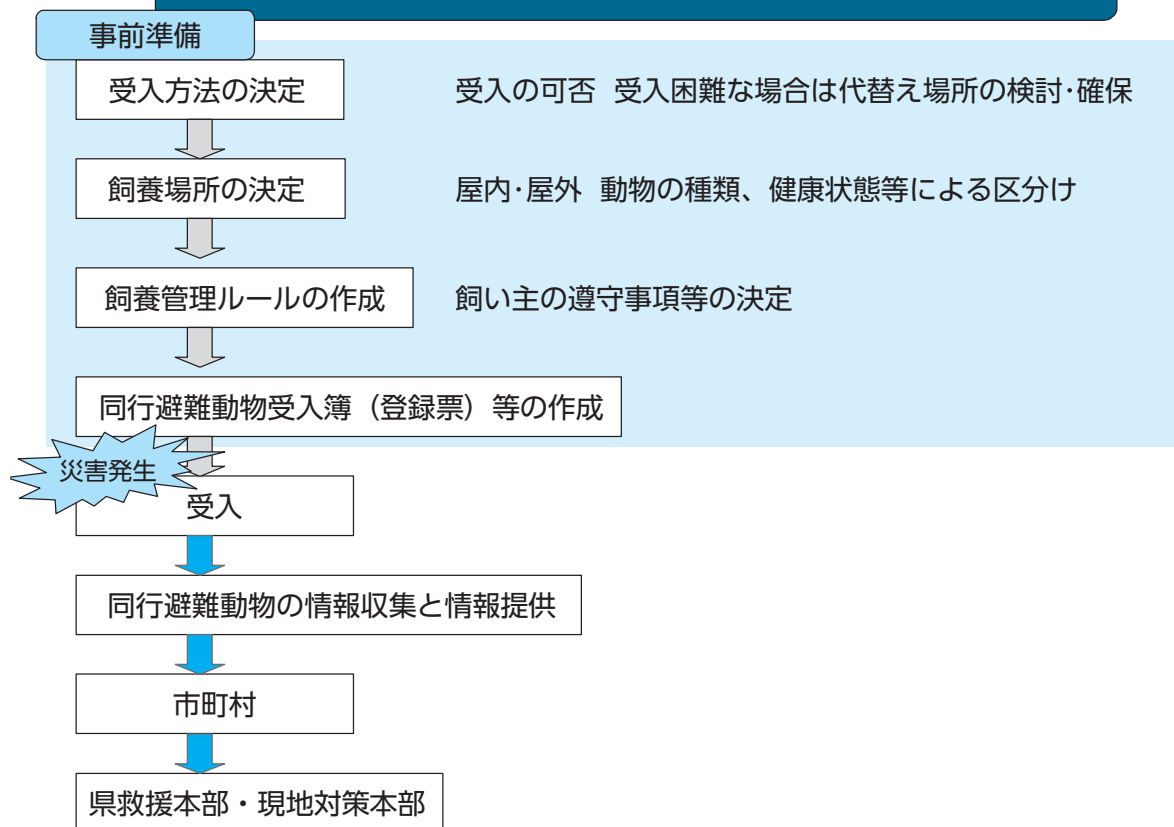
身体障害者補助犬とは、身体障害者が同伴する補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）で、身体障害者補助法に基づき訓練・認定された犬です。

国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、災害時に身体障害者が避難所などへ身体障害者補助犬を同伴して避難した場合は、拒んではならないことが法律で定められています。

「同伴」とは、身体障害補助犬が身体障害者とともにいることをいい、身体障害者と身体障害補助犬を分離せず受け入れるべきとされています。



## 避難所等でのペットの受入までの流れ



### (8) 必要な物資の備蓄

動物愛護管理センターや各総合県民局等では、災害時に備えて緊急対応用のペットフードなどを備蓄しています。

また、民間企業との支援協定締結により、災害時の協力関係を構築しています。

市町村においても、あらかじめ、支援物資のリスト作成や物資の受入窓口、保管場所、届いた支援物資の仕分け方法等を検討しておくこと、スムーズな受援に繋がります。



## 2 災害発生時の初期対応

### (1) 避難者対応（避難の誘導・呼びかけ）

避難指示が出された際に、県及び市町村は、ペットの飼い主に対して、人間の安全を確保した上で、ペットを連れて避難行動をとるように呼びかけます。

ただし、在宅避難が可能な場合もあるため、避難の呼びかけは、そのときに取り得る最善の方法になるよう注意します。

また、飼い主が外出中でペットと離れている場合や、ペットが逃げ出して見つからないなど同行避難が困難な場合は、飼い主が避難することを優先するように呼びかけます。

#### ● 県が行うこと

- 市町村が実施するペット同行避難者の避難所への避難誘導の支援
- 被災市町村へのペットの避難や救護に係る指導助言

### (2) 被害状況の把握

初動では、被災者の救出や救助活動が最優先となりますが、以後のペット救援活動のために状況を把握するとともに、支援協定先や国、市町村、関係団体との連絡体制を確保し、確認しておきます。

#### ● 実施事項

##### 【市町村】

- 被害状況の把握と県との情報共有
- ペット、特定動物（危険な動物）の情報収集と把握

##### 【県】

- 被害状況の把握と市町村との情報共有
- 動物愛護推進協議会、支援協定先、県市町村、国との連絡体制の確保
- 動物愛護推進員、ボランティア等への連絡と状況確認（初動要員の確保）

### (3) 県救援本部の設置の検討

災害が発生した際には、災害の規模や被災状況などにより、県救援本部の設置の要否を判断します。県救援本部の長は、速やかに構成団体に連絡し、初動要員の確保などを要請します。

## ● 県の初動対応

動物愛護管理センター  
各総合県民局



- ・施設及び周辺の被害状況の確認
- ・市町村の被害状況について情報収集し、安全衛生課へ報告
- ・特定動物の逸走、被害状況及び放浪動物の情報収集
- ・管轄の市町村等関係機関との連絡体制の確保

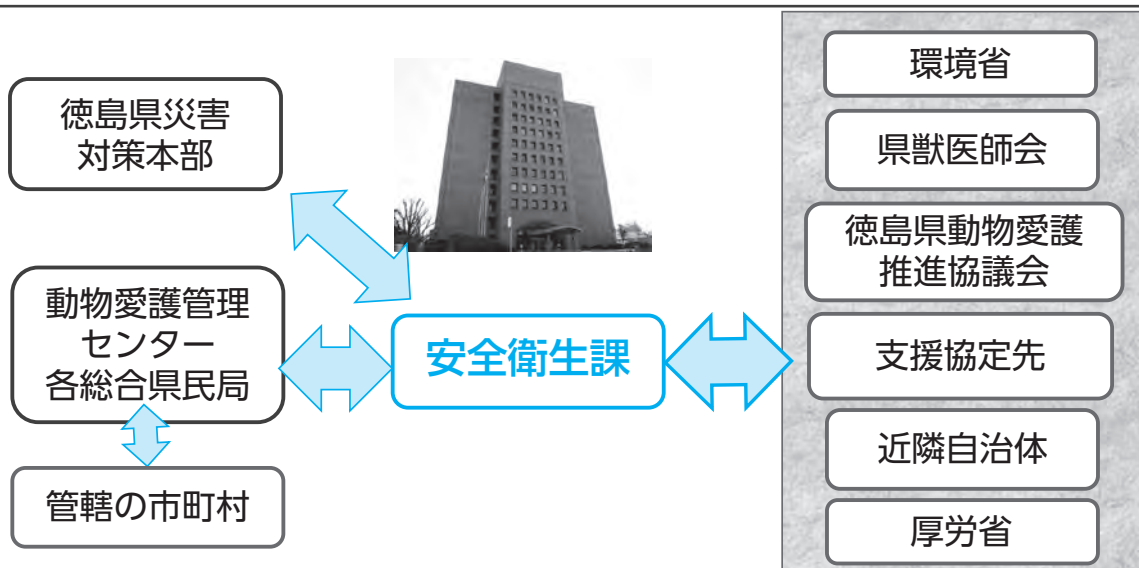
安全衛生課（県庁）



- ・県内の状況について、県災害対策本部に報告
- ・環境省、厚労省との連絡体制の確保、情報提供
- ・近隣県の状況について情報収集
- ・支援協定先、協力団体との連絡体制の確保

## 「県救援本部会議」の開催準備

- ・被災動物及び避難動物の情報収集
- ・近隣県・市の被害状況の情報収集と把握
- ・支援・受援体制の確認
- ・ペット救援活動方針の協議



#### (4) 飼い主への支援

市町村担当者は、飼い主とペットの安全を確保するため、避難所に避難してきた飼い主に対して、避難所で速やかな受入ができるように誘導します。また、受入に関して、県は必要な指導助言を行います。

また、負傷動物に対しては、県救援本部の支援活動として、県獣医師会に獣医療の提供を依頼します。

避難所での飼養が困難な場合、また、飼い主の体調等によりペットの世話ができなくなった場合等について、関係団体やボランティアとも連携して、一時預かりができるよう支援を行います。

また、ペットフードやペット用品等の必要物資の支援についても、支援協定先に依頼する準備を開始します。

#### ● 実施事項

- 安全な避難場所への誘導
- 負傷動物への獣医療の提供
- 動物の一時預かり
- 必要物資の支援

#### (5) 放浪動物への対応

飼い主とはぐれたり、自宅から逃げ出してしまったペットの保護については、動物愛護管理センターが主体となり保護を行います。保管スペースがなくなった場合は、各総合県民局や、県獣医師会、市町村、民間団体、登録ボランティア等に一時預かりを依頼することになります。

また、飼い主がいる逸走動物と、元々生息している飼い主のいない犬や猫については、区別して対応する必要があり、被害の規模や地域に応じて、通常の収容業務と緊急時の保護対応の方法について、方針を決定します。

#### ● 決定事項

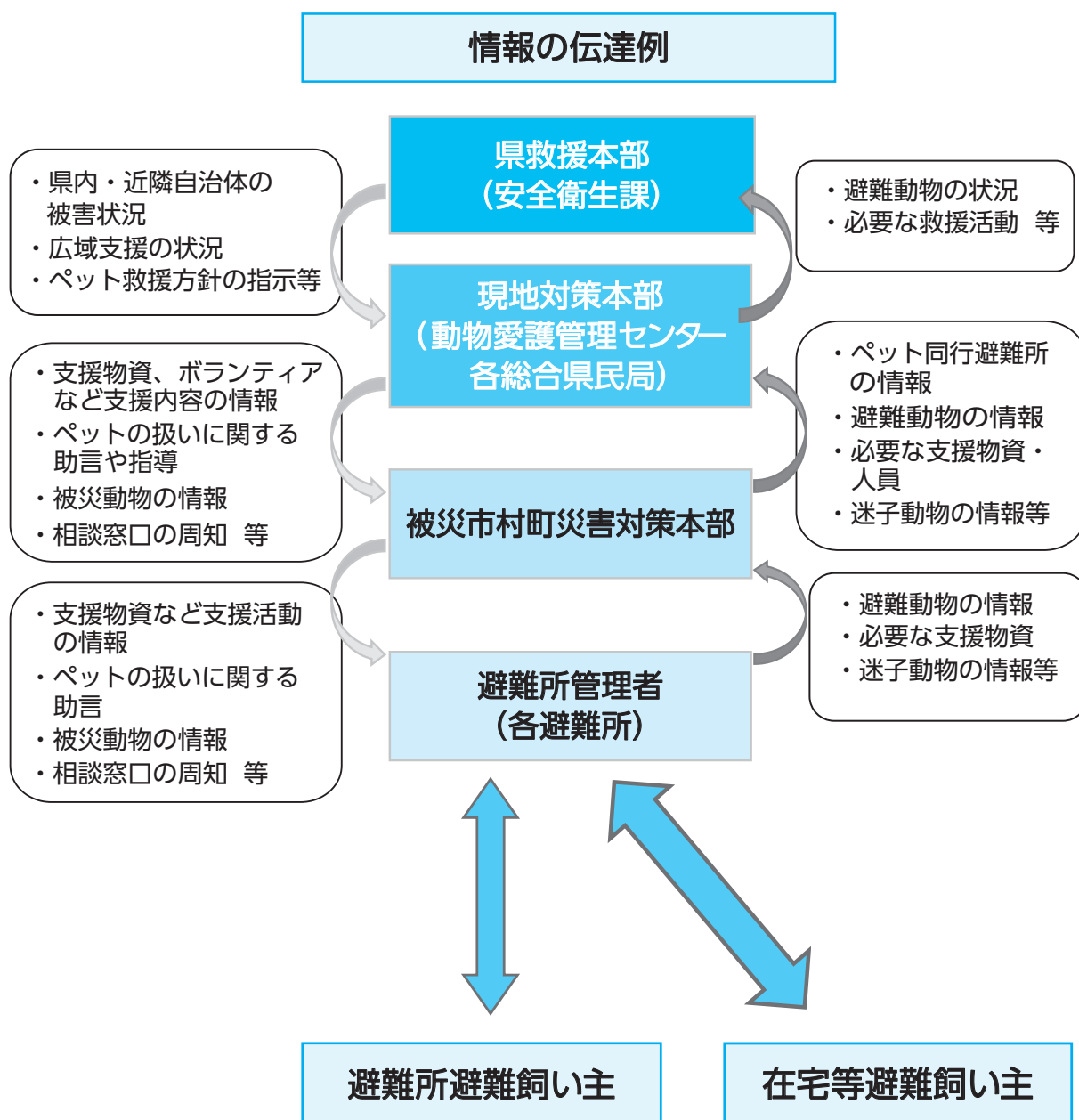
- 被災ペットの定義
- 対象地域の指定
- 緊急対応期間の設定
- 対応方針の周知方法

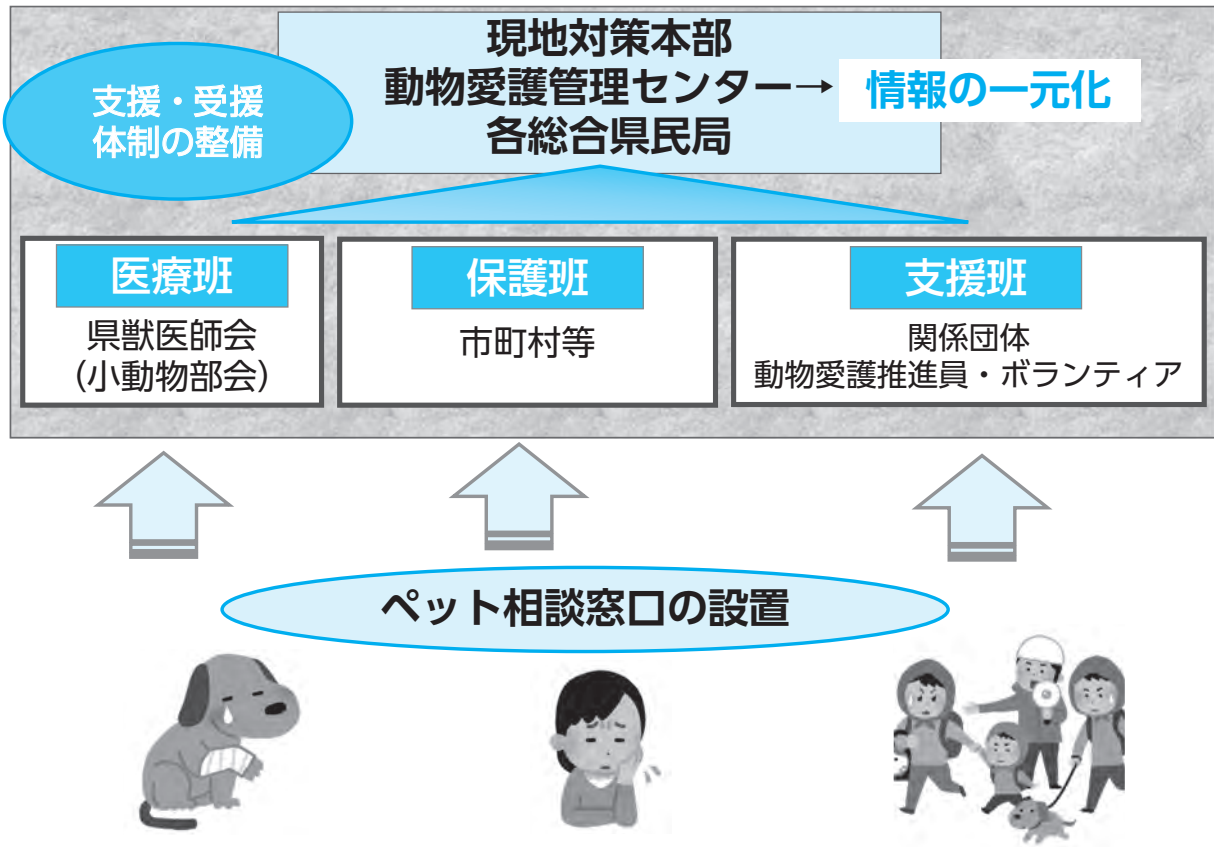
### 3 災害時のペット対策

#### (1) ペットに関する情報窓口の一元化

県救援本部は、動物愛護管理センターに、災害時のペット対策に関連する問合せを受ける相談窓口を設置し、情報収集と発信を一元化します。相談窓口の設置にあたっては、対応できる要員の確保が必要となります。設置した相談窓口については、その連絡先を、市町村、県民や避難所の管理者等に広く周知します。

また、被災の状況によって、相談窓口の設置が困難な場合は、広域支援での対応を要請することも検討します。





## (2) 関係団体等との連絡調整と支援の要請

県救援本部及び現地対策本部は、ペット相談窓口で収集した必要な支援内容の情報を整理し、支援協定先や関係団体等と調整して必要な時期に必要な支援を要請します。また、県内の被害が大きく、必要な支援が県内で不足する場合は、国や近隣自治体へも広域支援を要請します。

### ● 実施事項

- 相談窓口での情報収集と整理
- 支援協定先や関係団体への支援要請
- 備蓄品や支援物資の配布
- ボランティアの要請と受入
- 義援金の募集

※関係団体との役割分担により協力して実施

## (3) 負傷動物や逸走動物等の保護が必要な動物への対応

災害の発生時には、ペットが負傷することや、飼い主とペットがはぐれてしまうこともあります。飼い主のわからない負傷動物を発見した場合は、動物愛護管理センター等で速やかに保護・収容し、必要な治療を行います。また、保護や治療等については、県獣医師会に支援協力を求めます。

また、逸走し放浪しているペットの保護は、人とその財産への危害防止の観点からも重要です。こうした措置や飼い主への返還などは、自治体を中心となって実施します。

#### (4) 学校飼育動物への支援対応

災害発生時には、動物愛護管理センターでの保護が困難なため、学校関係者は関係団体と協力し給餌・給水等を実施します。

学校関係者は、普段から学校飼育動物ネットワーク運営委員会等を通じて連携を図り、支援体制を構築しておくことが望ましいです。

##### ● 実施事項

- 負傷動物の救護
- 放浪動物の保護・収容
- 飼い主からの依頼に基づく一時預かり
- 飼い主への返還
- 新しい飼い主への譲渡
- 緊急保護施設の設置・運営（必要に応じて）
- 学校飼育動物の把握

## 4 避難生活での飼い主支援

### (1) 物資の支援

まず、動物愛護管理センターや各総合県民局等に備蓄したペットフードなどの保管状況を確認し、相談窓口での情報収集を通じて得られた情報をもとに、避難所などへの配布計画を立てます。

また、避難生活が長くなると、飼い主が持参してきた避難用具だけでは不足します。県救援本部、動物愛護管理センター及び市町村等は、各避難所での必要な支援物資を把握して、その確保に努めます。

##### ● 実施事項

- 相談窓口での必要物資の情報収集と整理
- 支援物資などの調達と保管場所の確保、輸送手段の調整

### (2) 飼い主の飼養環境整備のための支援

市町村や現地対策本部は避難所の管理者等に対し次の支援や助言を行います。

- ・ 避難所の管理者等は、避難所運営規程に則り、ペットの飼養方法を決定し、避難者に対し説明する。
- ・ ペットの飼養場所は各避難所のルールに従って、世話は飼い主が行う。

- ・ 身体障害者補助犬はペットとして扱わず、要支援者の支援として考える。
- ・ 飼養場所については、ペットを飼養していない避難者と動線が交わらないように配慮することで、苦情やトラブルの軽減に努める。
- ・ 犬や猫などを一箇所に集めると、ストレスを増大させ、鳴き声等の苦情の原因にも繋がる恐れがあるので、できる限り動物を何カ所かに分けて飼養することが望ましい。
- ・ 飼い主同士が相互に協力して適正に管理、また、情報を共有できるよう、「飼い主の会」等を立ち上げるよう支援する。
- ・ 支援物資や支援活動、ペットに関する相談窓口の周知など、情報の告知方法を工夫する。

また、車で飼養する場合や在宅避難の場合も、支援物資や情報を避難所などに取りに行くよう呼びかけ、避難所での対応との間に違いが生じないように、物資の配分や情報の告知方法を工夫することが必要です。

### (3) 動物由来感染症の予防

避難時には、ペットもいつもと違う環境で生活するので、ストレス等により免疫力が低下するとともに、他のペットとの接触が多くなり、ペットの感染症のリスクが高まります。

飼い主は、日頃からペットの健康管理（寄生虫の駆除やワクチン接種、体表を清潔に保つ、不妊・去勢手術の実施等）によって、ペットの健康や衛生を確保しておく必要があります。

飼い主も同様に、避難生活により免疫力が低下すると、ペットによるひっかき傷や咬傷が感染症を引き起こす恐れもありますので注意が必要です。

#### ○過去の事例

東日本大震災や熊本地震等では、地方獣医師会や動物愛護推進員等のボランティアが避難所を巡回し、ペットの健康相談や適切な管理方法等について助言するとともに、必要な支援について情報共有を行った。

#### ● 実施事項

- 日頃からのペットの健康管理に係る指導
- 避難生活でのペットの健康管理に係る指導
- 災害時の被災ペットの診察等についての県獣医師会との連携  
(H23年徳島県及び県獣医師会の間で支援協定を締結済)
- 動物由来感染症を予防するための衛生管理に係る指導

#### (4) 一時預かり体制の整備と対応

やむを得ない事情でペットを飼養することができない飼い主から依頼があった場合、動物愛護活動団体、登録ボランティア、動物病院等に一時預かりの協力を求めます。

ペットを預かる場合には、後のトラブルを避けるため、預かり期間、連絡先などを文書により明確にしておくことが必要です。また、飼い主と離れて慣れない場所で生活することはペットのストレスになることを理解してもらい、できるだけ早期の引取りを説明しておきます。さらに飼い主が飼養できなくなる状況なども想定して関係団体と連携し、譲渡体制も整えておく必要があります。

#### (5) ボランティアの要請と受入れ

市町村や現地対策本部等が、ペット救援活動のためにボランティアに協力を求める場合は、ボランティアの受付窓口を設置して、配置や役割、活動内容及び行動規範を明確にした上で募集し、指示します。

動物愛護活動団体等の民間団体が独自にペット救援活動を行う場合も、必ず、市町村や現地対策本部等に登録し、避難所運営本部の了承を得て活動するようにします。なお、社会福祉協議会等が設置するボランティア窓口と連携して、外部からのボランティアの受入に対応することが望ましいとされています。

#### ● 実施事項

- 相談窓口による必要なボランティアの情報収集と整理
- 協力が必要な活動内容、人材とその人数、活動場所や期間などを整理して募集
- 登録ボランティアリストを基に登録者に協力を要請
- 動物愛護推進員に協力を要請

#### (6) 応急仮設住宅での飼い主支援

応急仮設住宅の設置・管理者と県救援本部及び現地対策本部等は、応急仮設住宅の状況、ペットの同行避難者とペットの状況等を考慮して、応急仮設住宅におけるペットの飼養方法を決定し、ペット飼養のためのルール作りや飼い主に対する適正な飼養指導や支援を実施します。

#### ● 実施事項

- 応急仮設住宅担当課との連携  
(ペット飼養者の情報の共有及び飼養者への説明)
- 県救援本部から市町村への要請文の発出  
(ペットの飼養環境の整備)
- ペット適正飼養の指導、飼養のルールの周知
- 必要な物資、獣医療等の支援  
(自立支援への移行)
- ボランティアの要請と受入れ



## 5 ペットの災害対策活動の終息

県救援本部や緊急保護施設の閉所などについては、復旧や住民の住居環境の整備状況、保護依頼の状況や飼い主への返還・譲渡の状況などを総合的に勘案して、その時期を判断します。

### ●問い合わせ先

機関名	連絡先	住所
徳島県危機管理環境部 消費者くらし安全局安全衛生課	088-621-2229	徳島市万代町1丁目1番地
徳島県動物愛護管理センター	088-636-6122	名西郡神山町阿野字長谷333
南部総合県民局保健福祉環境部 生活衛生担当	(阿南) 0884-28-9872	阿南市領家町野神 319
	(美波) 0884-74-7345	海部郡美波町奥河内字 弁才天17番地 1
西部総合県民局保健福祉環境部 生活衛生担当	(美馬) 0883-52-1011	美馬市穴吹町穴吹字明連23
	(三好) 0883-72-1121	三好市池田町マチ2542番地 4



## 参考資料

### 災害時のペット支援活動を支えるもの

被災地において、ペットの支援活動に不可欠なのは「人材」、「物資」、「資金」の3つの要素です。

#### 平常時

##### 【 人材の確保 】

- 動物愛護推進員、県獣医師会、民間団体との連携
- ボランティアの育成・登録
- 近隣自治体、県獣医師会等との広域支援・受援体制の整備
- 基礎自治体や県獣医師会、民間団体の機能復旧計画の作成

##### 【 物資の確保 】

- 支援活動に必要な実施事項リストの作成
- 必要な物資の備蓄
- 動物関連企業・団体等との災害時の物資供給体制や輸送手段に係る協力関係の構築

##### 【 資金の確保 】

- 義援金募集の受付窓口、振込口座開設の検討

#### 災害時

##### 【 人材の確保 】

- ボランティアの確保
- ボランティアの配置と管理
- 広域支援により派遣された人員の配置
- 支援物資の募集と配分・管理
- 義援金の募集と管理等

##### 【 物資の確保 】

- 避難所や応急仮設住宅での要望の把握
- 備蓄品の配布
- 支援物資の募集と配布
- 国等への支援物資の支援調整に係る協力要請

##### 【 資金の確保 】

- 義援金募集の受付窓口と振込先口座の開設
- 義援金の募集開始
- 自治体や動物救援本部等のウェブサイト等を利用した募集の周知
- 義援金の収支管理と報告
- 義援金の使途の公表
- 国等への義援金募集の支援要請（自治体で対応が困難な場合）

## 緊急保護施設を設置する場合の留意点

緊急保護施設は、災害時に、保護・収容した逸走動物や負傷動物及び飼い主からの一時預かり動物を飼養管理する際に必要となります。

緊急保護施設を増設又は新設する際の様態は、テント、プレハブ、ユニットハウスなどの簡易な施設などの場合や、既存の空き施設を利用する場合などがあります。

### 役割分担の例

#### 【 事務管理班 】

- 自治体や県救援本部及び現地対策本部との連絡調整
- 施設運営経費の管理
- 業務集計・報告
- 新規動物の受入れ
- 収容動物の譲渡
- 物資の管理
- ボランティアの受入れ・配置・管理
- ウェブサイトの更新

#### 【 犬・猫飼養管理班 】

- 動物の飼養管理
- 施設の清掃、管理、居住環境の確認
- 動物の運動、遊び
- 収容動物のデータ管理
- 譲渡適性の判断等

#### 【 健康管理班 】

- 収容動物の健康管理
- 負傷動物の治療
- 不妊去勢手術の実施
- 医薬品の管理
- 感染症予防のための衛生管理及びスタッフやボランティアへの指導等

### ボランティアの仕事内容の例

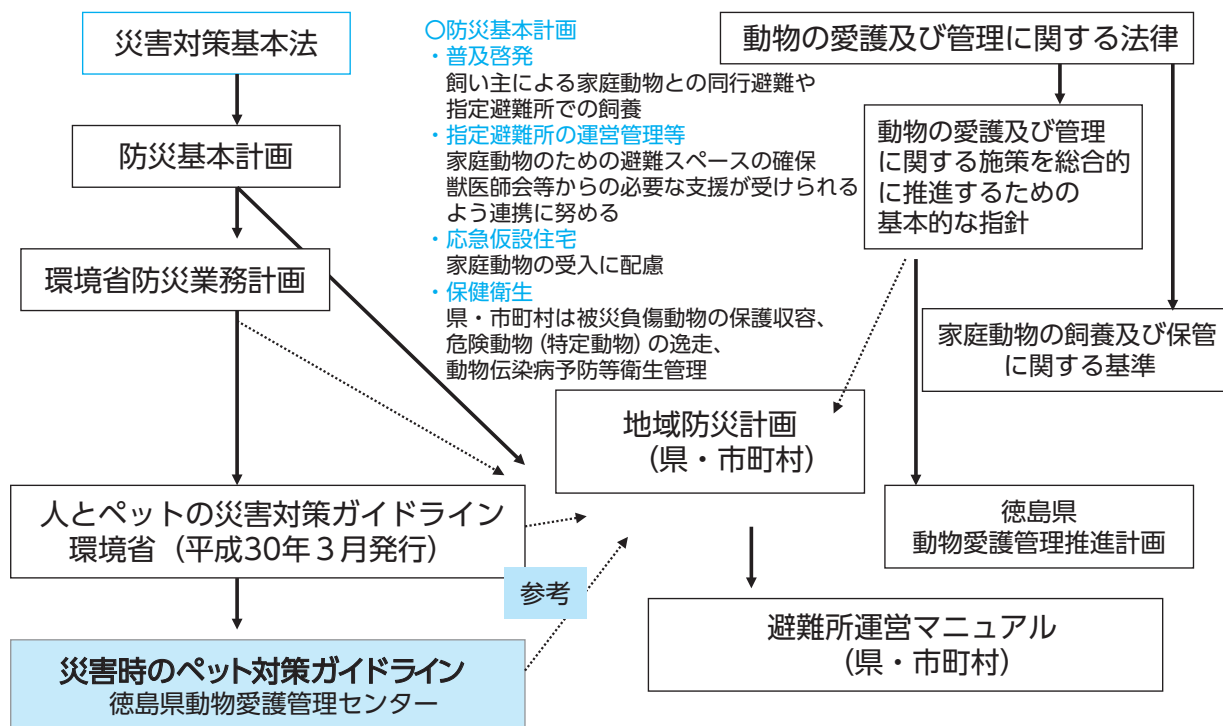
- 収容した動物の世話**
  - 給餌・給水、運動（散歩）、健康チェック等
- 収容した動物の身の回りの世話**
  - 動物舎の清掃・消毒、運動スペース・ケージ等の清掃管理
  - 動物の敷物などの洗濯・管理
  - 動物の手入れ（シャンプー、トリミング等）
- 緊急保護施設の運営の維持**
  - ユニフォームの洗濯、必要品の買い出し等
  - 緊急保護施設の維持管理（施設・設備の修繕や雑用・掃除）
- 事務**
  - 飼い主との連絡調整（面会、引取り等）
  - ボランティアとの連絡調整
  - 支援物資の管理や要請
  - ホームページの運営等

## ウェブサイトにおける情報発信例

- ペット救援活動の状況報告
- 保護したペットの情報
- 行方不明動物の情報
- 譲渡対象動物の情報
- ボランティア、支援物資、義援金の募集
- 義援金の使途

## 災害時のペット対策に係る法律・計画等

### 災害時のペット対策に係る法制度等



## ペット同行避難者の受入れと避難所での対応チェックリスト

ペット同行避難者の受入れ	
<input type="checkbox"/>	飼い主が同行避難してきた際のペットの飼養スペースは準備できているか。
<input type="checkbox"/>	緊急避難所等は誰もが利用できる場所か。
<input type="checkbox"/>	ペットを連れた被災者等への対応が十分に整理され、職員も周知しているか。
<input type="checkbox"/>	緊急時に提供できる、ペットが最低限、雨風をしのげる場所を確保しているか。
<input type="checkbox"/>	効果的に避難を促すために、ペットとの同行避難を含めた伝達情報を定めているか。
<input type="checkbox"/>	住民に避難を促すための手段を複数準備し、住民に周知しているか。
<input type="checkbox"/>	住民への情報の伝達手段に SNS の利用を導入し、周知しているか。
<input type="checkbox"/>	視覚障害、聴覚障害などを持つ方と身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）への対応準備はできているか。
<input type="checkbox"/>	以上のような情報が担当職員や住民に周知されているか。

避難所におけるペット連れ被災者への対応	
<input type="checkbox"/>	ペットの受入れが可能な避難所等、受入れができない避難所等の所在を公表しているか。
<input type="checkbox"/>	避難所等を運営する防災担当部局はペット等を扱う動物愛護部局と十分に連携しているか。
<input type="checkbox"/>	避難所等で、動物アレルギーを持った方と動物との住み分けや動線を考えているか。
<input type="checkbox"/>	ペットも飼養できる避難所等やペットの一時的な預け場所は準備してあるか。
<input type="checkbox"/>	県獣医師会や動物愛護団体などとの連携体制はできているか。

(参考様式)

### 同行避難動物登録票

入所日	年	月	日
退所日	年	月	日

飼い主	氏名	フリガナ
		漢字
	避難前住所	
	連絡先(電話)	
動物	動物種	
	品種	
	性別	オス・メス (不妊去勢 未・済)
	特徴(毛色等)	呼び名:
	犬の登録	有・無
	狂犬病予防注射	済(年 月)・未
	混合ワクチン	済(年 月)・未
特記事項		

(参考様式)

## 一時預かり依頼書

保護動物収容受付番号			
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> 他( )	品種	
呼び名		毛色	
性別	オス・メス(不妊措置未・済)	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有(色: )・無	マイクロチップ	有(番号 )・無
鑑札	有(番号: )・無	注射済票	有(番号 )・無

緊急保護施設に次のとおり私の所有する動物の一時預かりを依頼します。

- 1 私は、自然災害の発生により被災し、私の所有する動物の飼養が一時的に困難になったことから、自ら所有する上記動物の一時預かりを依頼します。
- 2 預かり期間は、 年 月 日から 年 月 日までとします。
- 3 私は、一時預かりを依頼している間に、自ら飼養できる状態にするか、知人などに飼養を依頼するよう努め、可能になった時は、速やかにその旨を緊急保護施設(以下「施設」という。)に連絡し、当該動物を引き取ります。
- 4 一時預かりにあたっては、施設が実施する感染症予防のためのワクチン接種、その他の必要な獣医療行為及び検査に同意いたします。
- 5 一時預かり中に発生した疾病、負傷などについては、施設において応急処置を施すあるいは、必要に応じて獣医師会会員動物病院に搬送することを同意します。
- 6 施設が状況により、一時預かりが困難な状況が生じた時には、一時預かりボランティアでの動物保護については一任します。
- 7 施設等での保護期間中、やむを得ない事情により当該動物が死亡、逸走又は負傷した場合もその責任は問わず、損害賠償請求などは行いません。
- 8 動物の保護施設への搬入及び搬出については、私自らの責任のもとに行います。また、一時預かりボランティアへの動物の搬入及び搬出に関わる詳細については、施設の指示に従います。
- 9 一時預かり依頼期間中は、所有者である私の所在は明確にし、避難場所の変更若しくは居住場所の変更については速やかに施設にお知らせします。
- 10 保護期間経過後、10日間連絡がなかった場合は所有権放棄されたものとみなします。

徳島県動物救援本部長 殿  
年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
電話(連絡が取れる番号) \_\_\_\_\_  
避難場所 \_\_\_\_\_

※裏面に「運転免許証」など身分を証明するもの(写し)を添付

(参考様式)

## 同意書

年 月 日

徳島県動物救援本部長 殿

住 所

氏 名

電話番号

私は、次の動物の所有者として、貴本部に本動物の保護を依頼するにあたり不妊・去勢手術を受けることに同意いたします。なお、手術に関しては術後も含め一切の異議申立をいたしません。

保護動物収容受付番号			
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> 他 ( )	品種	
呼び名		毛色	
性別	オス・メス(不妊措置未・済)	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有(色: )・無	マイクロチップ	有(番号 )・無
鑑札	有(番号: )・無	注射済票	有(番号 )・無



(参考様式)

## ボランティア登録用紙

受付 No. \_\_\_\_\_

- 一般ボランティア  
 一時預かりボランティア

### 【申込者】

氏名		年齢	才	性別	男・女
現住所					
電話		携帯電話			
緊急時	氏名	申込者との関係			
連絡先	住所	電話			

### 【活動ができる日】

期間	年	月	日	～	年	月	日
曜日	日	月	火	水	木	金	土
時間帯	時 ～ 時						

### 【希望活動内容：一般ボランティア】

被災動物の世話	給餌・運動・手入れ・清掃・消毒・健康チェック
施設の運営維持	洗濯・施設設備の補修・清掃
事務管理	被災動物飼育者、ボランティア等との連絡調整
その他（資格等）	

### 【一時預かり：一時預かりボランティア】

預かり場所	
動物種	
預かり可能頭数	
預かりの方法	屋外 ・ 屋内

### 【その他可能な活動等】

--

(参考様式)

## 誓約書（一時預かりボランティア）

年 月 日

徳島県動物救援本部長 殿

氏名  
住所  
電話

私は、次の被災動物を徳島県動物救援本部より預かり、家族の一員として迎え、飼養方法等に関して貴動物救援本部または緊急保護施設の指示に従い、飼育することを約束します。

飼い主が、預かっている動物の面会を要請した場合は、誠意を持って応じます。

預かり動物が逸走した場合は、速やかに緊急保護施設へ連絡いたします。

やむを得ず飼養が困難となった場合は、緊急保護施設に返還します。

飼い主が返還を要求した場合は、緊急保護施設を通して速やかに返還します。また、貴動物救援本部または緊急保護施設が返還を要求した場合は、速やかに返還するとともに、一切の経費の請求はいたしません。なお、預かり動物について貴動物救援本部から現況調査等の依頼がある場合には、調査に協力することを約束します。

保護動物収容受付番号			
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> 他（ ）	品種	
呼び名		毛色	
性別	オス・メス(不妊措置未・済)	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有(色： )・無	マイクロチップ	有(番号 )・無
鑑札	有(番号： )・無	注射済票	有(番号 )・無

緊急保護施設名  
電話

(参考様式)

## 誓約書（一般ボランティア）

私は、ボランティア活動を行うにあたり、次の事項に承諾し、徳島県動物救援本部（以下「県救援本部」という）の規律を守る事を誓います。

- 1 県救援本部の活動方針を理解し、自己流の解釈で業務に従事せず、単独行動を避け、担当者の指示に従うこと。
- 2 施設内の資材・機材に故障が生じたり、自ら損傷させた場合には、速やかに担当者に申告すること。
- 3 飲食及び喫煙は、他の者に迷惑がかからないように留意し、定められた時間帯と場所のみで行うこと。
- 4 各自の貴重品については、盗難及び紛失などの事故が起きないように、自己管理に努めること。なお、各自の貴重品の盗難、紛失並びに損傷などについて、県救援本部は責任を負わず、一切弁償・弁済を行わない。
- 5 咬傷事故等に遭わないように、動物の取扱に十分注意すること。県救援本部あるいは、緊急保護施設における咬傷事故や不慮の事故に対しては、ボランティア保険が適用されるが、その補償額を超えての補償は行わない。
- 6 県救援本部及び緊急保護施設等で知り得た一切のことは、第三者に口外しないこと。
- 7 スタッフ間の融和を保ち、県救援本部等の品位を著しく傷つけたり、第三者からの誤解を招くような言動をとらないこと。
- 8 他の者と融和を保てず協調性に欠けるボランティアは、県救援本部等から退去を求めることもあり得る。

年 月 日

住 所  
氏 名  
電話番号

(未成年者の場合)  
保護者氏名  
続 柄  
電話番号

(参考様式)

～飼い主の皆様へ～

## 避難所でのペット飼育ルール

避難所には、動物が苦手な方や動物アレルギーの方もいらっしゃいます。また、非常事態では、人も動物もストレスと不安を抱えています。避難所で人と動物が少しでも気持ちよく過ごせるように次のことを守ってください。

- ペットには迷子札を装着し、決められた場所でケージに入れるか、放れないようにしっかりとつないで管理しましょう。
- 咬むおそれがある動物や、治療中の病気などがある動物はその旨の注意書きをしておきましょう。
- 給餌や抜け毛、排泄物の後片付けを徹底しましょう。
- 愛犬の散歩は必ずリードを付け、周囲の方の迷惑にならないようにしましょう。
- 排泄は決められた場所でさせ、糞の後片付けは飼い主が責任を持ってすみやかに行いましょう。
- ペットが人に危害を加えた、トラブルを起こした場合は、すみやかに避難所管理者に報告しましょう。

<input type="checkbox"/> ペットの負傷、体調不良についての相談窓口 ○○○○○○○ 電話 ○○○-○○○○○
<input type="checkbox"/> 飼育管理等についての相談窓口 ○○○○○○○ 電話 ○○○-○○○○○



(参考様式)

## 同行避難動物管理台帳

施設名

管理責任者(担当者)氏名

No.	入所日	退所日	動物種	性別	不妊手術	特徴(毛色等)	飼い主氏名	連絡先	犬の登録	狂犬病注射	混合ワクチン
	年月日	年月日	犬・猫・他( )	オス・メス	有・無				有・無	有・無	有・無
	年月日	年月日	犬・猫・他( )	オス・メス	有・無				有・無	有・無	有・無
	年月日	年月日	犬・猫・他( )	オス・メス	有・無				有・無	有・無	有・無
	年月日	年月日	犬・猫・他( )	オス・メス	有・無				有・無	有・無	有・無
	年月日	年月日	犬・猫・他( )	オス・メス	有・無				有・無	有・無	有・無
	年月日	年月日	犬・猫・他( )	オス・メス	有・無				有・無	有・無	有・無
	年月日	年月日	犬・猫・他( )	オス・メス	有・無				有・無	有・無	有・無
	年月日	年月日	犬・猫・他( )	オス・メス	有・無				有・無	有・無	有・無
	年月日	年月日	犬・猫・他( )	オス・メス	有・無				有・無	有・無	有・無
	年月日	年月日	犬・猫・他( )	オス・メス	有・無				有・無	有・無	有・無
	年月日	年月日	犬・猫・他( )	オス・メス	有・無				有・無	有・無	有・無



## ● ペット

本ガイドラインでは、家庭動物等のうち、犬や猫などの小型の哺乳類と鳥類などを指す。ただし、特定動物や特定外来生物に指定された動物、これらに類する動物は含まない。

## ● 家庭動物

愛玩動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。

## ● 適正飼養

適正飼養とは、それぞれのペットの習性などを踏まえた、ペットの健康や正常な行動のための適切な飼養をいうが、災害時には、人の健康維持に必要な環境さえ期待できない状況のなかで、ペットの飼養のために必要十分な環境を整えることは難しい。したがってペットの飼養者は、他人に迷惑がかからない状況の確保を常に考えながら、ペット自体の健康と安全が確保できるように努める必要がある。

## ● 「自助」、「共助」、「公助」

「自助」とは、自分で自分の身を助けること。他人に依頼せず、自らの力でことを成し遂げること。「共助」とは、互いに力をあわせて助け合うこと。「公助」とは、行政機関などの公的機関が援助すること、といった趣旨で用いられる。

本ガイドラインでは、これらの考え方を、防災の面から以下のように用いる。

- ・「自助」：「自分の命は自分で守る」という意味で防災の基本。特に発災直後の行動は、自身の安全を確保するために避難すべきか、そのまま留まるべきかの判断に始まり、自己が所有し管理するペットの安全確保や飼養も自助が原則となる。通常、災害時の対応は、自助が7割とも8割とも言われる。
- ・「共助」：企業、地域の集まりなどのコミュニティのメンバーが共に助けあうこと。自助による個人の安全の確保が前提条件となる。
- ・「公助」：行政機関による支援活動であり、初動が遅れる傾向にある。

## ● 広域支援

大規模な災害の発生時に被災自治体等の機能を復旧し、災害救援活動が開始できるように外部（被災していない自治体等）から支援する仕組み。

支援の内容は、機能復旧や救援活動のための人員派遣、意思決定のための情報や資料の提供、災害に関連する情報の収集と発信、県救援本部等の立ち上げのための関係機関等との調整、物資や技術、義援金の支援など多岐にわたる。

## ● 受援

受援とは、支援を受けること。本ガイドラインでは、主に、支援を受ける際に迅速な受入れ体制がとれるように、その方法や手順をあらかじめ検討し、決めておくことについて取り上げている。

## ● 避難所

災害時に避難するための施設や場所を示す総称。市区町村により指定された指定避難所の他、近隣の公園や駐車場などに住民が集まって生活を始める自発的な避難所もある。

## ● 指定避難所

避難した居住者などが災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅に戻れなくなった居住者などが一時的に滞在する施設で、市区町村長が指定したもの。

一般的にペットの受入れが課題となるのは、この指定避難所である。

## ● 在宅避難

地震などの災害の際には、まず、より安全な場所に緊急に避難するが、その後に自宅の安全性が確認され、自宅で継続して居住できると判断した場合に、避難所などのような他所ではなく、自宅で避難生活を行うこと。

避難生活の基盤が自宅にあれば、食事や入浴などの支援を避難所等で受けていたとしても在宅避難にあたる。なお、災害時に被災者が集中し、指定避難所への収容が困難になる可能性がある大都市部などでは、強固な建築物などに居住する住民に対しては、在宅避難を薦めている自治体もある。

## ● 同行避難

災害の発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、指定避難所等まで避難すること。同行避難とは、ペットと共に移動を伴う避難行動をすることを指し、避難所等において飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではない。

なお、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月内閣府）では、「同伴避難」という用語が用いられている。「同行避難」が、ペットとともに安全な場所まで避難する行為（避難行動）を示す言葉であるのに対して、「同伴避難」は、被災者が避難所でペットを飼養管理すること（状態）を指す。ただし、同伴避難についても、指定避難所などで飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難所等によって異なることに留意が必要である。

## ● 徳島県動物救援本部

自治体（県及び市町村）、県獣医師会、民間団体等が、災害の発生時に被災地において動物救援活動を実施し、被災動物や飼い主に対して必要な支援を行うために設置される組織。

## ● 緊急保護施設

災害時に被災動物の一時保管や、負傷動物、逸走し放浪している動物を収容する施設。自治体の保健所や動物愛護センター、民間団体が運営する保護施設など既存の動物飼育施設や敷地を利用して被災動物を収容する場合と、適切な施設などが確保できない場合や既存施設では収容しきれない場合に、臨時に増設または新設して収容する場合がある。

緊急保護施設は、災害発生時の緊急時対応を目的とした時限的な施設であり、災害時対応が終息した場合は、発生前の状態に復するのが一般的である。

## ● 所有者明示

ペットに迷子札、マイクロチップ、鑑札、狂犬病予防注射済票などを装着することにより、飼い主の氏名や連絡先などが把握できるよう明確にしておくこと。このことにより、ペットと飼い主がはぐれた場合でも第三者が飼い主を特定でき、早期の返還につながる。なお、飼い主の名前や連絡先などが特定できない首輪のみの装着は、所有者明示としては不十分である。また、マイクロチップを装着した場合は、（公社）日本獣医師会などにマイクロチップ番号と連絡先などを登録しておくことが必要である。

## ● 逸走・放浪動物

本ガイドラインにおいては、災害により飼い主とはぐれるなど、何らかの理由で放浪状態となり、飼い主による飼養管理が受けられなくなったペットを指す。もともとその地域にいた野良犬や野良猫などは含まない。



